

平成25年度普通会計決算見込

1 歳入・歳出の状況

歳入総額	7,202億11百万円	(対前年度 222億42百万円、3.2%)
歳出総額	7,041億87百万円	(対前年度 176億94百万円、2.6%)

歳入・歳出とも、前年度決算額を上回った。

2 収支の状況

	普通会計	【参考】一般会計
実質収支	16億39百万円 (15億3百万円)	9億40百万円 (4億91百万円)
単年度収支	1億36百万円 (△8億7百万円)	4億49百万円 (△9億62百万円)
実質単年度収支	49億52百万円 (△1億59百万円)	52億65百万円 (△3億14百万円)
		※ () は24年度数値

- ・実質収支は、昭和52年度以降37年連続の黒字。
- ・単年度収支は、平成23年度以来、2年ぶりのプラス。
- ・実質単年度収支は、平成23年度以来、2年ぶりのプラス。

3 健全化判断比率等

項目	25年度	24年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	13.4%	14.0%	25%	35%
将来負担比率	212.4%	222.1%	400%	
経常収支比率	91.4%	93.4%		

- ・実質公債費比率、将来負担比率については、国の示す基準を下回った。
- ・実質公債費比率が前年度比0.6ポイント減、将来負担比率が9.7ポイント減となった。
- ・実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率については、いずれも該当なし。

4 その他

- ・企業局からの借入は、平成25年度末までに全額解消した。

(1) 歳入・歳出の内訳

(歳入)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	25年度	24年度		25年度	24年度
地 方 税	200,691	192,158	4.4	27.9	27.5
うち 法人二税	41,638	37,194	11.9	5.8	5.3
地 方 譲 与 税	31,578	26,735	18.1	4.4	3.8
地 方 交 付 税	169,230	169,460	△ 0.1	23.5	24.3
国 庫 支 出 金	86,552	75,919	14.0	12.0	10.9
使用料・手数料	6,370	6,456	△ 1.3	0.9	0.9
地 方 債	103,526	107,151	△ 3.4	14.4	15.4
そ の 他	122,264	120,090	1.8	16.9	17.2
うち 繰入金	24,399	20,979	16.3	3.4	3.0
歳 入 合 計	720,211	697,969	3.2	100.0	100.0

(歳出)

(単位：百万円，%)

区 分	決 算 額		伸び率	構 成 比	
	25年度	24年度		25年度	24年度
義 務 的 経 費	329,188	324,091	1.6	46.8	47.2
人 件 費	217,662	212,750	2.3	30.9	31.0
扶 助 費	11,100	11,110	△ 0.1	1.6	1.6
公 債 費	100,426	100,231	0.2	14.3	14.6
投 資 的 経 費	94,756	90,824	4.3	13.4	13.2
普通建設事業費	92,264	86,582	6.6	13.1	12.6
補 助	55,819	50,665	10.2	8.0	7.4
単 独	27,745	25,661	8.1	3.9	3.7
国直轄負担金	8,700	10,256	△ 15.2	1.2	1.5
災害復旧事業費	2,492	4,242	△ 41.3	0.3	0.6
そ の 他	280,243	271,578	3.2	39.8	39.6
歳 出 合 計	704,187	686,493	2.6	100.0	100.0

(2) 収支状況の内訳

(単位：百万円)

区 分		普 通 会 計		(参考) 一般会計	
		平成25年度	平成24年度	平成25年度	平成24年度
歳 入	最終予算額	707,695	700,664	677,929	673,656
	前年度からの 繰越額	35,215	28,913	35,196	28,855
	予算額計 (A)	742,910	729,577	713,125	702,511
	決算見込額 (B)	720,211	697,969	685,670	666,405
	差引(A)-(B) (C)	22,699	31,608	27,455	36,106
歳 出	最終予算額	707,695	700,664	677,929	673,656
	前年度からの 繰越額	35,215	28,913	35,196	28,855
	予算額計 (D)	742,910	729,577	713,125	702,511
	決算見込額 (E)	704,187	686,493	674,794	659,824
	差引(D)-(E) (F)	38,723	43,084	38,331	42,687
歳入歳出差引額 (B)-(E) (G)		16,024	11,476	10,876	6,581
翌年度繰越財源 (H)		14,385	9,973	9,936	6,090
実 質 収 支 (G)-(H) (I)		1,639	1,503	940	491
前年度実質収支 (J)		1,503	2,310	491	1,453
単年度収支 (I)-(J) (K)		136	△ 807	449	△ 962
実 質 単 年 度 収 支 (L)		4,952	△ 159	5,265	△ 314

健全化判断比率等の対象範囲

会計	会計名等	健全化判断比率等				
		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
普通会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	母子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
	造林事業等特別会計					
	林業改善資金貸付金特別会計					
	沿岸漁業改善資金貸付金特別会計					
	中小企業支援資金貸付金特別会計					
	公共用地等取得事業特別会計					
	後楽園特別会計					
	収入証紙等特別会計					
	用品調達特別会計					
公債管理特別会計						
公営企業 (法非適)	港湾整備事業特別会計		資金不足比率			
	県営食肉地方卸売市場特別会計		資金不足比率			
	内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計		資金不足比率			
	流域下水道事業特別会計		資金不足比率			
公営企業 (法適)	県営電気事業会計		資金不足比率			
	県営工業用水道事業会計		資金不足比率			
組合	広域水道企業団					
独法法人	県立大学					
	精神科医療センター					
公社	土地開発公社					
三セク	各第三セクター (県の損失補償があるもの)					
	信用保証協会・個人等 (県の損失補償があるもの)					
早期健全化基準		3.75%	20% 【経営健全化基準】	8.75%	25%	400%
財政再生基準		5%		15%	35%	

健全化判断比率等の概要

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計等（≒普通会計における会計）の実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額（①＋②）－（③＋④）
 - ① 一般会計等における会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
 - ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
 - ③ 一般会計等における会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
 - ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－}}{\text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

（3ヶ年平均）

$$\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

- ・準元利償還金
満期一括償還地方債について、償還期間を30年とした場合における1年あたりの元金償還金相当額
公営企業債の償還の財源に充てたと認められる繰出金
債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋}}{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}} \times 100$$

$$\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}$$

- ・将来負担額
一般会計等の当該年度の前年度末における地方債残高
債務負担行為に基づく支出予定額
公営企業債の元金償還に係る一般会計等の負担見込額
退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
設立法人の負債に係る一般会計等の負担見込額等

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金不足額
法適用企業…（流動負債＋建設事業等以外に充当した地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
法非適用企業…（繰上充用額等＋支払繰延額＋事業繰越額＋建設事業等以外に充当した地方債現在高）
－解消可能資金不足額
- ・事業の規模
法適用企業…営業収益の額－受託工事収益の額
法非適用企業…営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

- ・経常経費充当一般財源
人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当された一般財源の額
- ・経常一般財源
地方税、普通交付税、地方譲与税など毎年度経常的に収入される一般財源の額